

令和5年 第120回南あわじ市議会定例会

提案する諸条例等の制定要旨

議案第57号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、県が実施する国民健康保険事業に要する費用を確保するため、国民健康保険税率の改正並びに地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げ並びに法定軽減の5割及び2割軽減対象者を拡充するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和5年度以後の国民健康保険税から適用すると定めています。